

オンライン訴訟
第2回口頭弁論

小澤力副理事長 意見陳述 (全文)

～義務化は医療と人権踏みじめる～

診療報酬のレセプトオンライン請求義務化撤回を求める大阪訴訟の第2回口頭弁論が9月25日、大阪地裁で行われた。第1次と第2次提訴分を合わせて原告数は449人となり、小澤力副理事長が歯科医師としての現場から、約10分間にわたり、オンライン請求義務化の問題点や危険性について意見陳述した。その全文を掲載する。

新たな費用負担の発生

地域医療への思いを阻害

1. 私は、大阪市内で歯科医院を開業している小澤力です。私は、まず第一に、レセプトオンライン化がもたらす経費負担の点に関して、陳述したいと思います。

私の診療所は歯科医師1名、歯科衛生士1名、事務1名、計3人のスタッフで、日々の診療を行っています。

10日が締め切りですから、翌月の月初めの一週間を私も含め多くの先生が診療後と休診日、休日の多くを、このレセプト作成にあてています。私の診療所のレセプト枚数は、概ね270～300枚程度です。小規模診療所の多くでは現在、このレセプト作成業務は、能力的にも医師自らが経費をかけないで行うことができない数少ない医療業務になっています。

レセプトオンライン請求の

セキュリティに万全なし

デリケートな心身情報漏洩

2. 次に、レセプト・オンライン化とプライバシー侵害という問題について述べます。

医師・歯科医師はじめ、医療に携わるものには法律で厳しい守秘義務が課せられています。一方、レセプトのオンライン請求義務化では守秘すべき医療上得た情報を細大もろろ請求のためにデータとして送信しなければなりません。データ化されて送受信された瞬間から膨大でデリケートな患者さんの心身の状態は瞬時に引き出され、閲覧され、コピーされ、転送されることが可能になります。

厚生労働省は毎月約7000万件にのぼるレセプトのオンラインセキュリティシステムは万

全であり、かつ、「ご自分の社会保障カードとオンライン請求化されたレセプトを併せて活用することにより、被保険者は、自らのレセプト情報や特定健診等に関する情報にアクセスし、それらの情報を生活設計や健康管理などに活用することができ」として患者・国民は利益のみを受け、漏洩、不正利用などによる不利益は全く存在していないとしています。当然、不利益が生じた場合の国の患者・医療機関への対応については全く言及していません。「セキュリティに万全はない」という周知の事実に故意に目をつぶり無視に終始する全く無責任な態度と言わざるを得ません。

果たして患者さん、国民の皆さんは、ここに新たな費用が発生すること、は、歯科医療崩壊が叫ばれる厳しい歯科経営の中では各医院にとって深刻な問題になっています。

250万円～300万円と言われる初期費用が必要とされるだけでなく、月々のインターネット回線費用やレセプトコンピュータの保守費用、人件費、バージョンアップ等によるソフトの交換やレセプトコンピュータの買い替え費用等、維持費用については不明な点が多く、先生方は、どれくらい負担になるのか不安でたまらない

というのが現状です。第1回口頭弁論で高本先生が陳述されたように、厳しい経営状態の中でも、地域医療に貢献したいとの思いから懸命に診療に当たっている多くの先生方がいます。診療を行うために、医師・歯科医師免許と保険医の登録以外に、何か要求されたでしょうか。他の条件や資格があると国会で審議されたでしょうか。オンライン請求義務化という一片の省令によって、その思いを阻害される先生方が多くいます。その無念さをどうか理解してもらいたいと思います。

は、概ね1m半くらいで、隣の台の患者さんの会話をうかがうことが可能な状態です。可能な限り早く個室に改造したいと考えています。さて、当院にも日々、様々な口腔内の不具合を訴えて患者さんが来院されま

す。ある日、口臭を主訴に來られた患者さんは、そのことを私に話すのに、周りの歯科診療台に誰もいないこと、自分の声が他の患者さんに聞かれていないことが確認できるまで、ずっと口を閉

ざしていました。お尋ねすると、以前から口の臭いがずっと気になっていた、人と話すことが苦痛だったとのこと。ある日、仕事の関係の人に「口がくさい」と言われてからは、会社にも行きたくない、人に知られたらどうしようと思ひ悩んでいるとのことでした。

また、入れ歯で来院された患者さんの中には、自分が入れた歯を入れていることが絶対誰にも知られたくない、という方が多くいます。「先生、絶対ばれたくないねん。何とかここからなんとかしよう」と言われて、様ざまな工夫をすることも少なくありません。その人にとっては社会生活を続ける上で、ギリギリ譲れないという思いがヒシヒシと伝わってくるからです。私は、診療室では、隣の診療台に仮に別の患者さんがいても、いま診ている患者さんの疾患が何であるか、決してわからないように細心の注意を払ってその患者さんと会話をしています。

「ここは大丈夫ですか？きつくありませんか？」「こちらはどうかですか？」と口の中を触診

患者との信頼関係を覆す

個人情報への自己決定権奪う

3. 最後に裁判所に是非とも申し上げたい点を述べます。

医療は、厚生労働省の言うレセプトオンライン義務化による経済上の効率化やいわゆる医療サ

ビスの向上などの観点からのみ論じられるものではないと述べています。医療においてははるかに優先されるべき観点が

の確立であり、受療権、個人情報への自己決定権を含む患者さんの人権の最大限の尊重という観点です。

レセプトオンライン義務化は、まさにこの2点

を覆し医療を根底から崩し、国民の人権を踏みじめるものと断じざるを得ません。

裁判官には裁判を通してレセプトオンライン請求義務化が医療や国民の人権にどのような深刻な被害をもたらすかを、しっかりと判断いただきたいと思っています。よろしく

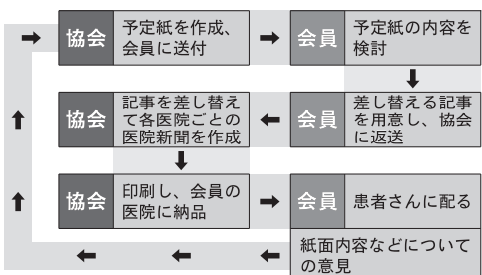
お願いいたします。

第3回口頭弁論

【日時】 12月4日(金)
午後1時半～2時
【場所】 大阪地方裁判所

医院と患者さんの定期便 医院新聞 共同発行会

医院新聞共同発行システム図



手間要らずで安価に

ベースは協会が責任編集
記事の一部は差し替え可能
各医院のオリジナル紙面

読者の声を「会報」という形で反映

隔月(奇数月)発行 B5判 4ページ建て(100部 14,100円から)

お問い合わせは 協会事務局 ☎06-6568-7731へ

医院独自の題字を作成(ロゴマークの使用も可能)

ふれあい歯科新聞

2007/7/8
〒12-345-6789
大阪府〇〇市〇〇区〇〇
〇〇〇〇〇〇 〇〇-〇〇 〇〇-〇〇
代表者 〇〇 〇〇 〇〇

よく読むことはいいことだ

歯の健康は、人生の健康の基礎です。歯が健康でないと、食生活が乱れ、栄養不足になり、免疫力が低下して、さまざまな病気にかかるリスクが高まります。歯の健康を維持するためには、毎日の歯磨きと定期的な歯科検診が不可欠です。

歯の健康は、人生の健康の基礎です。歯が健康でないと、食生活が乱れ、栄養不足になり、免疫力が低下して、さまざまな病気にかかるリスクが高まります。歯の健康を維持するためには、毎日の歯磨きと定期的な歯科検診が不可欠です。

診療時間

10:00～18:00
休診日 日曜日・祝日

院長 〇〇 〇〇 〇〇
歯科医師 〇〇 〇〇 〇〇
歯科衛生士 〇〇 〇〇 〇〇